

第二十六回 参議院商工委員会會議録第十八号

(二七二)

昭和三十三年四月二日(火曜日)午前十一時四分開会

委員の異動

三月三十日委員古池信三君辞任につき、その補欠として井上清一君を議長において指名した。
四月一日委員井上清一君辞任につき、その補欠として古池信三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松澤 兼人君
理事 西川 弥平治君
阿具 根 登君

委員

青柳 秀夫君
小幡 治和君
古池 信三君
小西 英雄君
白井 勇君
高橋 衛君
阿部 竹松君
島 清君
相馬 助治君
加藤 正人君
豊田 雅孝君

政府委員

科学技術 秋田 大助君
政務次官 原田 久君
科学技術庁 長官官房長 三輪 大作君
科学技術庁 調査及局長 小田 橋貞壽君
事務局側 常任委員 小田 橋貞壽君
会専門員

説明員

科学技術庁長官 水間 光次君
官房総務課長

本日の会議に付した案件

○放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○日本科学技術情報センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○技術士法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松澤兼人君) ただいまより商工委員会を開会いたします。

先ほどの委員長及び理事打合せにおきましては、大体次のように決定いたしました。

ただいま本委員会に提案されております法案は、公報をもってお知らせいたしました通りでございますが、このうち本委員会に本付託になっております法案は、日本科学技術情報センター法案及び技術士法案の二法案であります。この二法案を中心として今後審議を進めて参りたいというふうに決定をいたしました。

なお、本日放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律案が予備審査で提案されましたので、この説明を聴取いたすことにいたします。

今後の日程につきましては、非常な事情の生じない限り、しばらく議案の調査等に要する必要上、次回は大体十二日ごろ開会することにしたとして、しばらくこの委員会の開会を休会にしようという話が出ておりました。

ような申し合せができましたので、御報告を申し上げます。

なお、今後提出を予定されております法案、あるいは他の委員会にかかっております関連のある問題等につきましては、時々また御相談の上、合同審査なりあるいは他の政府の関係者を呼びまして質疑をいたしたいと考えておりますが、ただいまの委員長理事打合せにおきましては、大体以上のようなことが決定されましたので、御報告いたします。

○委員長(松澤兼人君) 次に、委員の異動について御報告いたします。

去る三月三十日古池信三君が委員を辞任され、補欠として井上清一君が選任されましたが、昨四月一日井上君が辞任されて、古池君が再び委員に復帰されました。

○委員長(松澤兼人君) それでは、これより本日の議事に入ります。先ほど申し上げましたように、新たに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案が提案されましたので、これを議題として政府の提案理由の説明を願います。

○政府委員(秋田大助君) ただいま議題となりました放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案について、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国における放射性同位元素につきましては、昭和二十五年初めてわが国に輸入されて以来、その研究と利用は、急速な発展を遂げ、現在では官公

立の試験研究機関はもちろん、民間の事業所等においても広範に使用され、原子力平和利用の一環として産業、医療その他の面において多大の成果が期待されている次第であります。

しかしながら、これらの原子力の平和利用は、反面やまやますれば、放射線障害というマイナス面を伴うので、今後原子力の開発が進むに従い、放射線障害の防止に万全を期することの必要性が痛感されるのであります。米英等の諸外国におきましても、すでに放射線障害防止関係法令を制定整備して、

厳重な放射線の管理を行い、放射線障害の防止に多大の力を注いでおり、わが国でも原子力基本法において放射線障害防止のための規制は、別に法律で定める旨規定いたしております。

従いまして、政府といたしましては、放射線障害対策として、まずその予防、診断治療の調査研究、放射線の医学面における積極的利用の調査研究、関係技術者の養成訓練を行うため、科学技術庁の付属機関として放射線医学総合研究所を設置することとし、さらに別途科学技術庁設置法の一部を改正する法律案として、今国会に提案いたした、また、これに必要な予算を計上して、それぞれ御審議を願っておりますが、これとともに放射線障害防止についての立法措置を講ずるため、

数年にわたって鋭意検討を重ねました結果、今般成案を得てここに本法案を今国会に提案する運びとなった次第であります。

なお、原子炉等に基づく放射線障害の防止立法といたしましては、別途原子炉等に関する規制に関する法律案仮称でございますが、この法律案を立案中でありまして、近日中にこれ又今国会に提案することとなっております。

以下本法案の内容の概要につきまして、重点的に御説明申し上げます。

第一に、この法律案の目的についてであります。この法律案は、原子力基本法の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売その他の取扱ひ並びに放射性同位元素装備機器または放射線発生装置の使用を規制することによりまして、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することとを、その目的とするものであります。

第二に、規制の方法であります。その一は、放射性同位元素等の使用、販売について許可制をとったこととあります。放射性同位元素、放射性同位元素装備機器または放射線発生装置の使用または放射性同位元素の販売の業につきましては、これらの取扱ひに伴う放射線障害発生危険性を強く認識いたしますとともに、多くの国が許可制あるいは免許制を採用いたしております例にもかんがみまして、科学技術庁長官の許可を必要とすることとしたとして、使用施設等の構造、設備等が一定の基準に該当する場合にのみ許可を与えることといたしております。

その二は、放射性同位元素等の使用者及び放射性同位元素の販売業者に対して、放射線障害の防止上必要な義務を

課したことであります。放射性同位元素の使用、詰めかえ、保管、運搬及び廃棄は、一定の基準に適合してなされることを要し、また、使用施設等についての放射線量の測定、放射線予防規定の作成、従業者等に対する放射線障害の発生防止上必要な教育訓練の実施、放射線障害者の発見及び放射線障害者に対する措置等保安及び保健上必要な措置を講ずること等がそれであり

ます。その三は、放射性同位元素の所持並びに譲渡及び譲受の制限であります。放射性同位元素が使用者等、一定の取扱以外に流通することを禁止することによりまして、不測の事故が発生することを未然に防止することが必要であると考え、これらの規定を設けた次第であります。

その四は、放射線取扱主任者の制度を設けたことであります。放射性同位元素等の使用者及び放射性同位元素の販売業者は、国が行う放射線取扱主任者試験に合格した者その他これと同等以上の学識経験を有するものと認められた者のうちから、放射線取扱主任者を選任し、放射線障害の発生防止について必要な監督を行わなければならないこととしたしました。

第三に、国の行政的監督についてであります。地震、火災その他の事故により放射線障害が発生するおそれが生じた場合等に放射性同位元素等の使用者、放射性同位元素の販売業者等に一定の応急の措置をとらせることもに、これらの者に対し、国が必要な命令を発することができ旨の規定を設けました。また、必要に応じ、立ち入り検査放射性同位元素によって汚染さ

れた物の取去等を行わせるため、特に専門的知識を有する放射線検査官の制度を設けることとしたしました。

第四に、科学技術庁長官の諮問に依りて放射線障害の防止に関する重要事項について審議する機関として、放射線審議会を設けることとしたしております。本審議会の委員は関係行政機関の職員及び放射線障害の防止に識経験のある者のうちから任命することとなっております。本審議会を通じて、関係方面と緊密な連絡をとるとともに、技術上の問題その他本法の運営に万全を期することとしたしました。以上が放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案提案の理由並びに概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(松澤兼人君) 本案に対する質疑は後日に譲ることとしたしました。次に、日本科学技術情報センター法案を議題といたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明を聴取いたしましたので、本日はまず本案の内容について御説明を願います。

○政府委員(三輪大作君) 日本科学技術情報センターの概要につきまして、簡単に御説明申し上げます。

設立の趣旨といたしましては、最近御承知のように、科学技術が非常に急速な進歩をしたために、特定の分野の情報だけでは不満足でありまして、関係するところの分野の広い情報を集めたいと、その面の科学技術の発展をもたらし、その面が非常に重要なものになり、非常に情報量が増加してきており

ます。従いまして、非常に整理された正確な情報を入手するということは、科学技術の発展に欠くことのできない要因となつてきております。現在個々の研究者とか企業者が、自分の手だけに必要な情報を完全に入手するということは、不可能な状態になつてきております。かようなために、海外におきましての先進国では情報活動が非常に重要視され、また活発化してきている現状でございます。わが国の科学技術は、地理的にも、また語学的にも、非常に不利な条件に置かれておりますので、このような科学技術に関する情報活動は、外国以上に活発にやらなければならぬ現状であるにもかかわらず、わが国におきましてはきわめて分散的に、また、不完全な情報活動が行われております。また、せっかく入手いたしました情報も、国内の情報流通機構が不備なために、いたずらに死蔵されがちでございます。その総合的な情報活動というものができておりません。従いまして、わが国の研究とか生産活動の能率を低下させたり、あるいは重複研究が行われておるという面でも、多くの損失が生じておるという現状でございます。このために、わが国の科学技術の振興にも支障を来しておるわけでございます。

このようになわが国の現状におきまして、科学技術の飛躍的な向上をするためには、その基礎となる情報活動を急速に高めていかなければならぬわけでありまして、そのようになために、科学技術情報活動を行います中核的機関を設置いたしまして、国内の文献活動を盛んにすると同時に、それによりましてわが国の科学技術の振興をはかりたいということから、日本科学技術情報センターの設置を考えたわけでございます。

以上が設立の趣旨でございます。おくれましが、科学技術情報センターの概要というパンフレットがございますので、これをごらんいただきたいと思います。

二ページでございますが、情報センターの目的と機能でございますが、情報センターは、今のような使命を持ちまして発足いたすわけであります。その持ちます機能といたしましては、科学技術情報の収集、分類、整理、保管という問題、第二といたしまして、情報の収集、提供のための国際、国内の連絡、三番といたしまして、刊行物の発行及び電波通信網による最新の情報の紹介をする。四といたしまして、特定主題に関する情報の系統的調査及び提供、これはいろいろなものの情報をほしいという依頼がありましたとき、それに応じて回答を与える、それから五番といたしまして、資料の複写、あるいは翻訳をいたします。

そういうような機能を持っておりますが、このセンターが取扱いますところの情報というものは、どんなものから取るかと申しますと、科学技術に係のある雑誌、図書、パンフレット、その他の資料から収集いたします。それから次に、会社のカatalogとか、あるいは各国の特許とか規格、それから学会講演の記録、各種会議がございますが、そういうものの記録、それから各国の研究や生産についての各種の新し

いニュース、次に、調査を委託して得たニュース、あるいは専門家や専門機関より提供されてくる情報、こういう

ようなものについて情報を抽出して、これを迅速に、しかも的確にその要求に応じて広く提供するというのが、機能でございます。

次に、情報センターの性格でございますが、これは当初いろいろ考えました結果、特殊法人という形が、わが国では最もふさわしい性格であるということになりました。政府の出資と補助金に加えて民間からの出資金、寄付金によりまして資本金八千万で発足することになりましたが、このうち政府から出します三十二年度の予算といたしましては、七千万を出すことになりまして、そのうち四千万が政府の出資金、三千万が補助金ということになっております。民間の方は約同額の寄付をいただくことになりまして、民間から四千万の出資金、それから三千万の事業に対する寄付金、合計七千万を三十二年度において民間から仰ぐことになっております。従いまして三十二年度は、後にも書いてございしますが、約一億五千万の仕事をするということになっております。

ここで特殊法人にいたしました理由といたしましては、諸外国の例を見ますと、国家機関または国家機関に近い形のものが多いわけでございまして、このような重要な仕事はそういう形が望ましいわけでございますが、日本の現状から見ましては、純然たる国家機関にいたしましては、運営に弾力性がなく、なるという点、それから広く人材を集めるという点などから見まして、むしろ特殊法人の方が機動的に、しかも、サービスが早く、確実に各企業に行われたいということから、特殊法人にいたしましたのであります。

それから次に、人員の構成でございますが、三カ年計画でございますので、三十二年度におきましては約六十二名を採ります。七月と十月と二回採りまして、七月に約三十名、十月に約三十名程度採ることになっております。三十三年度、三十四年度に完成するわけですが、三十四年度におきましてはさらに五十名程度採りまして百十名、最終年度の三十四年度におきましてはさらに四十名程度採りまして、百五十名内外の規模でやっていきたいという構想でございます。

次に、事業の内容でございますが、情報の提供に關する業務といたしましては、定期的に情報を流す。速報あるいはダイジェストというものを申し上げます。速報は毎月二回出します。それからダイジェストは速報の中で必要なものを取り上げまして、各部門ごとに月一回出します。次のページに部門が書いてございますが、大体十部門に分けることになっておりますので、速報は一月二回、十部門になりまして、一部門で約千七百部、速報とダイジェストを而出したいと考えております。従いましてそれが完成の暁には速報が四十万部、ダイジェストが二十万部程度は発行されることとなります。これは国内版と国外版と両方出したいと考えてお

れも最終的なものではございませんで、いろいろな専門家、あるいは関係方面の方々の意見を伺いまして、最終的には最もいい部門、便利な部門に分けたと考えております。

それから仕事の第二といたしましては、要求に応じて情報を提供する、これは科学技術に関しまして、個人あるいは会社、研究機関の要求に応じまして、その回答を提供する、依頼による回答ということになるわけであります。が、そのやり方もそこに書いてございますように、依頼者が、こういう問題、テーマについて回答をほしいという依頼がありますれば、調査部門に回りますして、それで調査をするわけであります。その場合に部外の専門家、専

下の形でとりたい、こういうふうにも考えております。それから圖書、新聞、カタログ、こういうものも広く収集いたします。なお記録になっていないもの、外国でまだ雑誌とか、あるいは新聞に載らないような最も新しい情報、そういうものもできるだけ収集いたしまして、早く日本の産業界に提供したいというふうに考えております。

それから情報分析とか、蓄積は、これはパンチカードを用いまして、機械的に迅速に、能率的にやっています、相当機械もたくさん、約五千万程度の機械を賣う予定でございます。

それから情報の収集を円滑ならしめるために、内外の各種機関と連絡をいたさなければならぬのでありますが、

といふことになりまして、常務理事一名、それから理事は、法律には四名以内と書いてございます。監事は二名以内といふことになっておりますが、これは充足いたしましたしてから十分検討いたしましたして、適切な機構にいたしたいと考えておりますが、一応こういふような構想でおります。

なお、先般情報センター法を衆議院に上程いたしました結果修正に相なつたわけでございますが、その点をちよつと御報告申し上げておきます。

法律の第二条の、「この法律において科学技術情報とは、自然科学を基礎とする技術に関する情報をいい、当該技術に直接関係する自然科学に関する情報を含むものとする。」というのが

ります。それからそのほかの調査報告も今言ったようなものだけでは不足でございまして、たとえば各種の情報の中で、の総合索引とか、あるいは統計とか、そのほか速報、あるいはダイジェストに載っていないものについて、適宜編集をして発行する。五ページの下にやり方が書いてございしますが、情報原がございまして、そこから収集し、これを分析いたしましたして、それから評価分類いたしましたして、著積に回す、パンチドカードに著積いたします。それからまた、刊行物に編集をいたすものは編集いたしましたして、それぞれの関係方面に提供いたします。こういう順序でやることになっております。六ページには、先ほど申しました十部門の分類が、理学、原子力、管理技術、共通技術

これは外国でも、こういう活動をやっているセンターがございますので、そういうところと十分提携をいたしまして、能率のいい情報を早くとりたいというふうに考えております。

効果の点におきましては、ここに書いてございますが、省略いたします。

次に、日本科学技術情報センターの組織表というのがございますが、三十二年度は六十名内外でござい、ますので、このごらんの通りなきわめて簡素な組織になっておりますが、三十四年度、次の一番最後の三十四年度の完成の頃の組織は、このように図のようになりますまして、管理部門が約三十五名程度、情報部門が約七十名、調査部門が約三十五名、企画室が五名、それからその他役職員合せまして、合計百五十

第九部 商工委員会會議錄第十八号 昭和三十三年四月二日 【参議院】

○政府委員(秋田大助君) 先ほど提案理由を申し上げました放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案、お手元に差し上げてございます印刷物の十四ページ第十八条の最後のページのところに、前のページから読みますと、「総理府令(鉄道、軌道、無軌条電車)」、ところういふふうになつていますが、その前に索動という字句が印刷の誤りで脱漏になつておりますので、今これの補充をいたして手続中でございますので、一つお含みおきを願います。それだけお断わりをしておきたいと思ひます。先ほど御説明申し上げました法律案の印刷物の十四ページの最後の行の一番上の軌道というところと無軌条電車という間に索動という二字が入るわけでございます。

○委員長(松澤兼人君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(松澤兼人君) 速記を起して。
それでは技術士法案につきまして、提案理由の説明を聞いておりますので、その内容の説明を科学技術庁長官官房総務課長水間光次君から聴取いたします。

○説明員(水間光次君) 技術士法の制定について薄っぺらなパンフレットがございます。この技術士法につきましては、去る十九国会、参議院におきまして海野三郎氏以下数名の方によつて議員立法として提案せられた法律でございます。その際に、この法律は所管の問題、その他いろいろな点に問題がございまして、審議未了になつた法律だと承わっております。それでこの法律に政府提案といたしまして制定する

に當りましては、その参議院において審議せられました経過をつぶさに検討いたしました上で、修正すべき点を修正いたしましたので、このたび提案いたしました次第でございます。

この技術士法といふのはいわゆるアメリカにおいてプロフェッションナル・エンジニア、ヨーロッパにおいてはコンサルティング・エンジニアというふうに承知しておるものでございます。御承知のように、欧米諸国におきましては、この制度は相当古くからございまして、技術士といふものは自由職業の分野として確固たる地歩を築いております。その技術士に対しては、社会的な信用というものが非常に大ききうございします。それから経済的に技術士が演ずる役割が、非常に広範多岐にわたつておりまして、アメリカのごときにおきましてはニューヨーク州を初め、その第一級のプロフェッションナル・エンジニアが二十万を数えるというふうになつておりまして、アメリカの技術士というものは、第一級の技術者はコンサルティング、プロフェッションナル・エンジニアにとどめをさすというふうな状況になつております。そういう人たちがアメリカ経済の発展のために絶大な力を持つていて、そういう状況でございます。従いましてわが国におきましても、こういうことがだんだんや

しかし一方、こういうふうな立場の技術士というものを社会的に見ますと、いわば企業者の生命、健康を預かるような状況でございますので、これが企業に対してかりそめにも迷惑をかけることは許されたいわけでございますから、技術士は、個々的には一定の水準以上の高い資格を必要とするのは当然でございます。また、業務の性質上、企業の立場の依頼者から、機密に触れたり、あるいは財産等に直接関係ある問題も多いので、高度の倫理的規制を課することはぜひ必要でございます。これはすなわち、技術士の社会的信用を保持するゆえんでございしますし、また、企業の側からいへば、安心して技術士にものを頼めるといふことにもなろうかと思ひます。こういう点を私どもは特に配慮をいたしまして、この点は特に技術士制度として配慮しなければならぬので、第四章に、技術士の義務といたしまして、第二十四条に信用失墜行為の禁止とか、第二十五条に秘密を守る義務とか、それから第二十六条には、技術士がそれぞれの自分の専門とするところを世間に広く明示する、誤まりないようにするといふことを特にうたつております。

解決を与え実施をはかるというのがコンサルタントの仕事でございます。従いましてその活動分野は広範多岐にわたるのでございますが、大きいものを申しますと、電源開発の基礎調査、設計、ダム、橋梁、港湾の建設、船舶の建造等に関する技術的事項から、小さいものは中小企業の技術的監理の打開、生産工程の合理化に至るまで非常に広大多岐にわたつております。従いまして技術士は、いわば無形の専門的技術知識を、正当な対価のもとに、依頼によつて提供する。提供する相手は通常企業でございますけれども、その企業に対して提供する。従いましてこの場合には、直接物の製造とか販売に携わるものではございません。あくまでも無形の技術対価をとつて提供するというところでございします。従いましてその場合に、単なる自動車修理工のような単なる技能工でないといふことも、当然でございます。従つてわれわれは技術士の一般的概念といたしまして、法二条に規定いたしましたように、他人の依頼に応じて報酬を得て、科学技術に関する高等の専門的応用能力といふことが重要でございます。その必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価、またはこれらに関する指導の業務を行う者をいふといふことでございしますが、その際に当然他人の求めに応じて、対価を得てこういう仕事をすること、これは当然でございますが、第二条のこの表現をいたしました理由は、技術士自体がみずからの自由職業としてやりましますに、一旦技術士となつた人が、コンサルタント的に会社の中に入り込みまして、そして技術士の職業を

三番目には、それじゃわが国における技術士制度の現状はどうかという問題でございますが、冒頭に申し上げましたように、欧米諸国においては非常に普及しております。けれども、わが国においてはまあ古くは大正年代からあつたそうでございますが、昭和十一年後から一部分、ある分野で技術士を業とする者が現われたのでございまして、しかし、この技術士という者が活潑になりましたのは、ここ数年來のこ

やる場合もございしますので、その際には直接他人の求めに応じて対価を得て云々という表現がでかれますので、そういうものを込めまして第二條にうたいましたから、こういう感じの表現になつたのでございしますけれども、建前としては、他人の求めに応じて対価を得てこういう仕事をすること、これは当然でございます。これが技術士といふものは何ぞやといふことを第二條に一応うたつたつもりでございます。

それからパンフレットにございしますが、技術士の役割といふのは、今御説明申し上げましたところから御了解いただけたと思いますが、いわばわれわれが病氣になつた場合に、医者の門をたたき、定期的に医師の健康診断を受けることができる。しかし、こういう際にだれでも主治医とか専門医もいろいろございしますが、だれでもそのために常時専門の医師を丸かかえるといふようなことはしない。技術といふものは企業の健康診断をつかさどるものであり、企業の依頼を受けて企業活動の欠点を指摘し、それから合理化を促進し、新製品の工場計画に参画する等、企業に指針を与えるという役割をやるというところでございします。ところが企業の側からみますと、高い給料を払うような高級の技術者を丸かかえにしますよりも、高度に専門的な知識と経験を持った技術者を随時自分の必要によつて活用することによりまして、常時多数の技術者を丸かかえて高い金を支出するよりも、非常に適時適切に技術上の問題の解決ができること、この技術士制度のよいところがあるかと思ひます。

とでございます。特に戦後におきましては、海外から引き揚げてこられた高級の技術士の方々が、この技術士の場面に相当の活躍の土台を見つけたことが一つ、それから欧米の先進諸国の海外事情に刺激されて、この技術士制度というものがだんだん盛んになってきたわけでございます。昭和二十六年に至りまして、わが国に初めて技術士の団体として、親睦団体として日本技術士会というものが設立されて、その会員は約四百五十名前後を算するまでに至っております。しかしながら、まだこういう技術士会という任意団体で、プライベートな資格で活躍はしてありますけれども、まだまだ社会的に見ますと、豊富な経験、高度の専門知識というものを国によって保障される、しかも企業者が安んじて頼めるような厳格な倫理規定の実践というものが、社会的に保障されるということがぜひ必要でございますので、こういう見地から、技術士として活躍されている御本人たちからも、この技術士制度の国家的な公認というものをぜひ望むという声が上がっている次第でございます。

それから第四番目には、技術士法の制定の必要性でございますが、ではこういうふうな自然発生的にわが国でも起つて参りました技術士制度というものを、なぜ放任するかという問題でございますが、わが国でこういうふうな技術士が十分行われない理由を考えてみますと、第一に、職業技術者についての一般の認識が薄いことが一つ、それから、現在まだ職業技術者の数が四百五十名前後で、少うございます。第二に、一般に技術士に対する技術上の

信用が確立されておらない。それから他人である技術士に自己の企業上の秘密等を漏らすということをおそれるために、企業がそれに依頼することをちゅうちょするというふうな面もございいます。従つてこういうふうな点を拭いたしまして、欧米先進諸国におくれないもの、これを相当促進する必要がある。特に最近の状況を見ますと、経済の拡大につれて、老練な技術者といふものが一朝一夕には育たない。従つてこの限られた技術者という者が、相当のある範囲で、いろいろな場面でも活躍することが期待されるわけでございますが、こういう老練の技術者といふものが、特定の企業に束縛されておつたのでは、社会全体、企業全体から見ると、縦横の活躍を期待するわけには参らない。しかも、提供される技術者といふものは、一朝一夕には得られないということになります。つまり、やはりみずからその才能に応じて、社会的に自由職業として、技術の相談役を引き受けて立つという人があれば、そういう人に十分の活躍の舞台を与えることが、企業の側から見ても、あるいは国民経済の発展から見ても、やはり重要なものではないか。これがすなわち技術士制度という私的な機能、そういうものを社会的に、国家的に見た場合に、公的に裏づけをして、これを可及的すみやかに育成する根拠があるのじゃないかと思ふのでございます。

それから最後に、外国におきましては、この種の技術士といふものがどういふふうに行われているかということ、米國を初め、申し上げましたよう

に、六ページ以下にございます。現状でございます。米國あたりでは非常に古くから、一九〇七年から、ワイオミング州で技術者の登録免許法といふものが制定されたのが嚆矢でございますが、現在全米各州で、これと同じような技術者の登録制度が行われて、二万五千人をニューヨーク州で数えておる。全米で二十万人を算しているといふことは、冒頭に申し上げた通りでございます。このアメリカのプロフェッショナル・エンジニアといふのは、非常な厳格な試験を経て、そして登録をされて、そして一定のやる仕事については、公けな裏づけがなされている状況にございまして、第一番に道徳性といふものが強調されております。それから学識経験、それから試験につきましても、そこにはございまして、一次試験と二次試験とございまして、一次試験はもろに学術的素養について行いますが、第二次試験については、経験にたよらなければ完全な回答の得られないような技術的判断をやる、エンジニアリング・ジャッジメントについてやるということが強調されております。それから、そういう人たちに、エンジニア・イン・トレーニングといふものを課しまして、それを経た人は、一定の経験を積んで初めてこの二次試験を受けて、プロフェッショナル・エンジニアになるといふような制度がとられております。従つてこういうふうなにかけられて得られたプロフェッショナル・エンジニアといふものは、アメリカの技術界における第一級のエンジニアであり、また、社会的な信用を勝ち得て、大きい活躍をしてい

ることは当然じゃないかと思ひます。英國におきましては、これと多少趣きを異にしまして、ジ・アソシエーション・オブ・コンサルタント・エンジニアといふものがありまして、そこでこの団体にこのコンサルタント・エンジニアが登録されて、活躍するわけでございますが、これはアソシエーションでその技術者を選別する、登録する場合に相当厳格な選別が行われているといふことになっております。それからベルギーにつきましても、そこに書きましたような状況になっております。

フランスについては、国会に議員立法が行われるというのを聞いておりましたが、その後その法律はまだ通っていないように承わっております。それからまあ外国についてはそういう状況でございます。

従つてこういうふうな観点から、この前の議員立法をよく見まして、この前の議員立法は、第十九国会における議員提案の法律と、このたびの法律で多少考え方を改めましたのは、根本的に議論が行われましたのを議事録によつて点検いたしますと、二、三ございまして、たとえば現在日本技術士会に所属しております技術士のメンバーの方たちは、もちろんこの国家試験といふことを考へておりますが、国家試験を受けるときの立場といふものがございまして、その国家試験を受ける場合に、一定の資格を持つてゐる人は、試験を受けなくて、認定によつてその資格を付与するといふ考え方が一つございまして、これは、この認定によるやり方については、当時通産大臣が所管大臣としてこれをさばくわけでございますが、認定

でいきますと、いろいろその認定の基準その他の運用について、公正を欠く運用が行われるおそれもあるし、それから多少これを批判いたしますと、現在すでに技術士という肩書きで働いてゐる人は、何ら国家的に裏づけがない資格であるにもかかわらず、自然に既得権の認定によつて技術士として登録されるというふうな考え方に立ちますので、現状を擁護するような立場に立つて、新しく入ってくる人は、こういう厳格な試験をするという考え方をとることはいかがであらうかというところが、相当議論されたように承わっております。以上早速記録によりまして……

従つてこういう観点に立ちまして、この点につきましましては、政府提案の際においては、この認定ということをやめれば、すべて現在技術士という肩書きで働いておる人であらうと何であらうと、一定の、大体大まかに申しますと、大学程度の学校を卒業しましてから七年の実務経験をえた資格をもつて本試験を受けることにいたします。そうしてこの本試験を受けるという立場は、だれも皆平等の立場でこの国家の本試験を受けたいというのを本法にうたつたわけでございます。

それからもう一つ議論になりましたのは、この技術士法を運用いたします場合には、法人の形で技術士の仕事をやる場合がございまして、法人としてコンサルタント的な仕事をやる場合、この法人は必ず一人以上の技術士を雇わなければならないという強行規定があつたのでございます。これが非常に議論の種になりました。現在法人の中でコンサルタントを雇つておる数は幾らあるかというふうな、あるいはそれを

やる場合に、個人でやります場合と、法人によってやります場合とで、その法律上の扱いが均衡がとれないのじやないかと、いろいろな問題がありまして、少なくとも、たとえば工務店の場合に、一人以上の技術士を雇わなければ工務店は開けないのだというふうなことになるが、相当の強行規定の意味がございまして、この点は本法については、それをやめまして、要するに技術士というものは、個人がコンサルタントの業務をやります場合に、この技術士の名称を使つてこれこれの仕事をするときには、こういう国家試験を受けて登録をされなければいけないということにございまして、ただその個人がこのコンサルタント的な業務内容で技術士の肩書を使うときには、こういう制約を受けるのでございまして、技術士の肩書でなしに、一般の技術顧問の資格でこの種の仕事をやる場合には差しつかえないというふうに規定しております。われわれはこれを名称独占の法律だと考えておりますが、名称独占の法律といたつておりまして、いわば業務独占の、弁護士、医師、その他の法律によるような業務独占の意味ではこれを打ち出しておりません。これはこういう技術士の内容が広範多岐にわたりますので、これを今業務独占の形に打ち出そうとしますと、いろいろ差しさがありますので、名称独占の形に打ち出そう。それから技術士が仕事をいたしなすときには、対社会的に信用を失墜しないように、また、企業の中にタチする場合には、企業の秘密を漏洩しないように、それをまた窃用しないように、あるいは業務上のことで、世間

の人に接します場合には誇大広告をしないように、単なる技術士ではその専門がわかりませんので、その専門を必ず明記するようにというのが、義務規定として課してあります。それからこの技術士になるためには、先ほど申し上げましたように、大学程度の学校を出てから、専門の学校を終えてから七年の実務経験を經た人が本試験の受験資格を得ることができ。ただ、学歴のない方に對しましては、門戸を開放するために予備試験の制度を設けて、予備試験を受けてもらう。学歴のある場合には、予備試験を免除する、こういうことになっております。

本法の運用につきましては、この第二次の本試験のやり方というものは非常に重大な問題でございまして、この本試験のやり方については、技術部門別にこの本試験をやるといふ建前をとつて、お手元にお配りしましたような一覧表が一応の案案でございまして、こういう機械、船舶、航空機とか、そういう十三の部門を一応分けて、その十三の部門を技術部門として、その部門ごとの試験をする。ただ、試験をするときに、機械一本の試験をするわけには参りませんので、機械をさらに分けまして、再分類いたしました、中分類に基いて、その中分類の科目のコンビネーションの試験をやるといふ大体系の方をとつております。それからこの試験をやるには、試験委員というものを科学技術庁から任命するわけにございまして、その試験については、その部門の実地を加味した最高權威の方を試験委員に委嘱いたしまして、そしてその人が試験をするとい

うことになろうかと思いますが、この試験は筆記と口述に分けてやる必要があらうかと思いますが、その際に、そのコンサルタントが実際にどういふ経歴の方であるか、どういふ業績を持っているかというふうな、経歴評定というものを相当重視しなければならぬ試験になるかと思ひます。そしてそういう方たちが国家の登録を得て初めて正規の技術士になるということにございまして、そういう技術士が今後どんな日本の社会に出てくることは、日本の経済拡大のため、産業拡大のためにぜひ必要なことではないかと思ひます。

もう一つは、現在官庁あるいは会社、諸所方面で働いている若いエンジニアが在るわけにございまして、また学校を巣立つエンジニアが在るわけにございまして、こういう諸君に對して、将来コンサルタント・エンジニアとして出すには、こういう心がまえが、こういう勉強が要するという一の方針に、もうなろうかと思ひますが、そういう一つの指針を与えることによって、いろいろのエンジニアというものが、自分の勉強をする一つの目標になろうかと思ひます。それからもう一つは、對外的に東南アジア、その他のコンサルタントの活躍というものが非常に期待されてゐるわけにございまして、この日本でだんだんふえております技術士というものは、国家公認の制度によりまして、海外に出て参ります場合に相当大きなうしろだてになるというふうなわけにございまして、この法律は、意味合いにおきまして、この法律は、さつき申し上げましたように、技術士になぜ特権を付与しないかという議論

もこの前の国会で行われたように承わつております。しかし特権を付与するところまではまだ至らないのでございしますが、特権を付与しなくても、この技術士というものを制度的に確立することによって、われわれはこの技術士が活躍する舞台が開けてくる、それから技術士というものを世間的に提供する場合に、必ずその一定の公正の対価が要するのだということを、商習慣として植へ付ける上に、大いにあずかつて力になるというふうなことを、われわれは考えております。こういう制度をしますことによつて、技術を提供する場合同も、公正な商習慣というものが確立される、従つてそれによつて技術士といふものはだんだん活躍の舞台が拡大されていく。それによつて国の内外における技術士の活動を促進するといふことを考へておられますので、あなたが当該の技術士に對して小さい特権的なことを付与しなくても、技術者自身の活躍を促進するといふので、国家経済上この技術士の演ずる役割といふものは促進されるという面からいまして、この技術士制度といふものを公認する意味が相当ありはせんかと考へたわけにございまして、簡単にございましてが……

○委員長(松澤兼人君) それではこれより質疑に入ります。まず、日本科学技術情報センター法案を中心として御質疑のおありの方は、順次御発言願ひます。

○小幡治和君 この日本科学技術情報センターは、日本のようなこういう国で、しかもまあ外国語なんかのたんのうな人もあまりないような、また島国、外国の新しい技術を早く的確に日

から待望された一つの組織ができ上がるわけ、非常にわれわれとしても期待いたしておるわけですが、今いろいろ御説明を承りましたが、この一番最後に出てゐるいろいろな組織なんですから、情報部と調査部と管理部門と、いろいろの組織と、それから活動機能の問題とがうまく効率化されない、非常にこれはむだが生じてきたり、また、非常に欠点が生じてきたり、たとえば今これだけの先ほどお話ししたあつた何千、約一万に近い雑誌といふものを収集して、そしてその情報といふものを収集する、それをやるのが情報部と思ひますが、それが結局、この中で分析も情報部がやり、また分析の中の評価分類をやり、そして蓄積の方に入つていくと思ひますが、その情報部の仕事と、調査部の仕事といふものが、どういふ点で分担されていくのか、また、管理部門といふものが、調査部と情報部のやつた最後の仕事を受け取つてやると思ひます。それけれども、そのこの関連といふものはどういふふうにか、その点一つお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(三輪大作君) 情報部は先ほど七十名程度ということを上げましたので、従つて十部門に分れておる關係上、一部門約七名ということになります。七名の人間で、たとえば電気なら電気の部門にわたつての国外、国内の情報、あらゆるものを収集して、ここから出すということは、きわめて困難であるといふことは、私も、まことに御同感でございしますが、私も、今考へておられますのは、重点は、外国の新しい技術を早く的確に日

から待望された一つの組織ができ上がるわけ、非常にわれわれとしても期待いたしておるわけですが、今いろいろ御説明を承りましたが、この一番最後に出てゐるいろいろな組織なんですから、情報部と調査部と管理部門と、いろいろの組織と、それから活動機能の問題とがうまく効率化されない、非常にこれはむだが生じてきたり、また、非常に欠点が生じてきたり、たとえば今これだけの先ほどお話ししたあつた何千、約一万に近い雑誌といふものを収集して、そしてその情報といふものを収集する、それをやるのが情報部と思ひますが、それが結局、この中で分析も情報部がやり、また分析の中の評価分類をやり、そして蓄積の方に入つていくと思ひますが、その情報部の仕事と、調査部の仕事といふものが、どういふ点で分担されていくのか、また、管理部門といふものが、調査部と情報部のやつた最後の仕事を受け取つてやると思ひます。それけれども、そのこの関連といふものはどういふふうにか、その点一つお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(三輪大作君) 情報部は先ほど七十名程度ということを上げましたので、従つて十部門に分れておる關係上、一部門約七名ということになります。七名の人間で、たとえば電気なら電気の部門にわたつての国外、国内の情報、あらゆるものを収集して、ここから出すということは、きわめて困難であるといふことは、私も、まことに御同感でございしますが、私も、今考へておられますのは、重点は、外国の新しい技術を早く的確に日

から待望された一つの組織ができ上がるわけ、非常にわれわれとしても期待いたしておるわけですが、今いろいろ御説明を承りましたが、この一番最後に出てゐるいろいろな組織なんですから、情報部と調査部と管理部門と、いろいろの組織と、それから活動機能の問題とがうまく効率化されない、非常にこれはむだが生じてきたり、また、非常に欠点が生じてきたり、たとえば今これだけの先ほどお話ししたあつた何千、約一万に近い雑誌といふものを収集して、そしてその情報といふものを収集する、それをやるのが情報部と思ひますが、それが結局、この中で分析も情報部がやり、また分析の中の評価分類をやり、そして蓄積の方に入つていくと思ひますが、その情報部の仕事と、調査部の仕事といふものが、どういふ点で分担されていくのか、また、管理部門といふものが、調査部と情報部のやつた最後の仕事を受け取つてやると思ひます。それけれども、そのこの関連といふものはどういふふうにか、その点一つお伺ひしたいと思ひます。

から待望された一つの組織ができ上がるわけ、非常にわれわれとしても期待いたしておるわけですが、今いろいろ御説明を承りましたが、この一番最後に出てゐるいろいろな組織なんですから、情報部と調査部と管理部門と、いろいろの組織と、それから活動機能の問題とがうまく効率化されない、非常にこれはむだが生じてきたり、また、非常に欠点が生じてきたり、たとえば今これだけの先ほどお話ししたあつた何千、約一万に近い雑誌といふものを収集して、そしてその情報といふものを収集する、それをやるのが情報部と思ひますが、それが結局、この中で分析も情報部がやり、また分析の中の評価分類をやり、そして蓄積の方に入つていくと思ひますが、その情報部の仕事と、調査部の仕事といふものが、どういふ点で分担されていくのか、また、管理部門といふものが、調査部と情報部のやつた最後の仕事を受け取つてやると思ひます。それけれども、そのこの関連といふものはどういふふうにか、その点一つお伺ひしたいと思ひます。

本の産業界、あるいは研究機関に提供したいということに重点を置いておられます。関係上、国内の方もやらなければいけませんけれども、国外の方はできるだけ順序を立てまして、重点的にやっていきたい。重点は外国のものを早く流すというところに置く関係上、七名で足りるにやっています。しかし、七名ではとても十分でございませんで、その不足の分は部外協力者を得まして、これは約千名程度の日本の国内におります各分野の専門家、あるいは権威者を委託しておきまして、そのつどその先生方にお願いをしておきまして、七名ぐらいいらっしゃるわけにございませう。

次に、調査部門と情報部門との仕事の相違でございませうが、依頼によりまする回答は情報部では手一ぱいできませんで、これは調査部の方で担当するといふふうに仕事を区分しよう、なお、このほか特定な問題についての調査も調査部ではいたしますし、それから調査部では翻訳関係もやることになっております。次に、管理部でございませうが、管理部は庶務と収集整理課と二課になっております。庶務の方は会計、庶務、業務の関係をやりまして、これは主として売り込みとか、集金とかそういった仕事を担当する課であります。収集整理課の方は、できましてカードを保管いたしましたり、あるいは整理したり、あるいは依頼による複写とか、そういう仕事をいたします。従って、機械関係、相当能率の高い機械を扱いますが、そういうものは全部収集整理課の方の担当になるわけでありませう。百五十名では、非常に規模的に不十分であるといふことは、私

ども考えておりますが、現在の日本の状態からして、これ以上のものを望みまして、財政面その他の関係から、なかなか実現困難であるといふふうに考えまして、まずこの辺から開始をいたしまして、だんだんに充実させまして、将来は必ずしも百五十名というところでなしに、所期の目的が達せられるように発展させていきたいとは考えておりますけれども、現在では今お答え申し上げました構想で開始を始めたかと思っております。

○小幡治和君 情報部の活動について、たとえは今お話しのように、外国の雑誌を中心にするのだ、日本の方はそれほどじゃないのだといふことですが、しかし、お話を聞きますと、日本の雑誌三千部といふものと、四千部といふものと、とにかくとらうといふことを言っておりますし、外国のものもそうですし、また、外国のはそれぞれみんなそれをすぐ翻訳して、そのしてそれを調査していくかなくちやならぬ、分類していかなくちやならぬといふことになると思ふのですが、日本のそういう何千部という雑誌なんかを、これは一体資料として積んで置くだけではどうにもならぬので、それをやはり分析し、また、いろいろなすぐ民間から言ってきたものに対して回答できるような態勢を整えておくことが必要だと思ふのですけれども、そういうふうなことを考えたり、また外国のそれだけの雑誌といふものを、今翻訳室といふものは調査部に置く、こう言っておりますけれども、結局情報部の方でそれらいろいろの雑誌を翻訳されて、分類されて、研究されてこないと、一般利用に追いつかないことになり

ますし、そういうような面がどうも今のいろいろな御説明を承わっております限度においては、一体うまくいくのかどうかという点、非常に疑問持たれるわけなんです、その点どうですか。

○政府委員(三輪大作君) 情報部で七名と各部門ではなっておりますが、情報部の職員は採用に当たっては、語学ができて、いろいろな仕事に適切な人を厳選いたしまして、採用をいたしたいと思っておりますので、もちろん翻訳といふものを頼まなくても、その情報部の部員は字引も引かないで雑誌が読めるという人ではないと、これは採用できないわけでありまして、そういう意味から申しまして、翻訳室といふものは依頼による翻訳、調査部にある翻訳室は外部からこういふたものを翻訳してくれといったものを翻訳して提供するという仕事を担当しておるわけにございませう。調査部の方で外国の雑誌からいろいろの資料を収集する場合、これはそれぞれの人が自分で読んで自分で整理し、分類し、評価するといふことのできる人でない情報部には採用しないといふふうに考えて、人数が非常に少ないもので、少ない人数で能率を上げるためには、やはり質をよくせねばならぬといふことから、このセンタリーの運営に当りましては、人間が非常に重大なファクターになりますので、人選に当りましては、私どもも慎重な審査を行いまし、適切な人だけを採用したいといふふうに考えてまして、今お話しのごさいますように、これだけの規模、陣容では、なかなか困難であらうという点は十分考慮いたしましたので、今言った趣旨の面で補つていきたいと思つております。

○小幡治和君 そうすると、この関係の三千種の雑誌といふものを、この情報部の人たちが、毎月毎月三千部の雑誌といふものがやってくるのですが、これを自分で翻訳して、そしてこれを分析してそれを資料の中にそれぞれにとり込むといふこと、それから、民間からもいふ言ってくる場合に、一体これはどこへ回答するのか知りませんけれども、そういう回答の資料としてちゃんと整理をするといふことが一体可能なのであるか、その点！毎月二千種か三千種の雑誌といふものを、そういうふうに整理して利用がすぐできるように保存しておくことができるのか、可能なのかどうか。

○政府委員(三輪大作君) 外国からとりまき雑誌は、二千種はなるべく早くといふことから航空郵便でとりたい、あと千種は船でとる、結局三千種になるわけにございませうが、それを全部目を通して整理し、分類し、蓄積するといふことは、これは非常にむずかしい問題であると思つております。従いまして、差しあたつてこのセンタリーがやります仕事をいたしましては、速報とダイジェストを出すといふことに重点を置きまして、それらの雑誌からとりまきインデックスをまず速報として流します。そのインデックスを見まして、こゝろ問題をもつと詳細に知りたい、という問い合わせが当然来るわけなんです、それについて回答を与える。もちろん、このインデックスの流し方については、これはインデックスだけでわかる場合は、その中の項目くらいは書かなければいかぬとは考えておりますが、一応そういうふうな早く、どういふ研究、どういふ問題が

おる。ですから、せつかく待望したセンターというものができましたけれども、国民が要望したときにさつぱりこれに応じてくれない。まあ隔靴掻痒で、これじゃあつたつてなくたつて、今までと同じことじゃないか、というふうなことでは、せつかくこれだけの資金を集め、政府から金を出しても、何のためにやつておるかわからぬ。そういう点について、一体迅速に丁寧に回答というものが、ただ問題の所在だけじゃなくて、できるのかどうかというところを、一つはつきりお伺いしたいんです。ということ、また、そういう要求があつた場合、これは有料ですか無料ですか、その点。それから、そういう要求があつた場合に、これは事務柄にもよるでしょうが、何日ぐらいて回答ができるものか、どういうふうにとれぐらいい見当を一体立てておられるかということなどを、一つお伺いしたいと思います。

○政府委員(三輪大作君) 第一点は、あらゆる依頼に対して、センターは満足いくように、しかも、すみやかに回答ができるかという御質問だと思ひますが、その点につきましては、初年度、二年度あたりは、まだ体制の準備を整えるということ、初度的な準備をいたさなければならぬということ、また、外国のセンターとの協定というふうな問題もございまして、完成の暁におきましては、今のような依頼に対して回答が相当出ると私も考えております。しかし、全部満足な回答が得られるかということについては、外国の例を見ましても、やはり回答できないものが相当あるわけでございますので、それは全部できると思ひませんけれども、相当の量においては回答ができるように運営をしていかなければ、お話しのように、こういうものは作つても意味がないというふうに考えております。

それからそういうものについての有料か無料かという点でございますが、もちろん、これは有料で御回答申し上げます。有料の値段につきましては、まだはつきりきめておりませんけれども、費した時間に対して幾ら、アメリカあたりは時間について三倍の料金を取っておりますが、これはセンターの設立準備委員会あたりで十分検討をして適切な値段にいたすということ、衆議院の方の付帯決議がありまして、主に、利益を目的としないで公共性に富んだ運営をやつていかなければいかんという関係上、できるだけ安く提供したいと考えております。

それからその日数につきましては、これは今ここでいろいろものは幾日できるかというところは申し上げかねますが、もちろんできる限り早く回答するというのが、このセンターの趣旨でございます。ですので、そのように運営をさしていかねばならぬし、また、監督をしていきたいと思います。○小幡治和君 いろいろこういふことで難詰もとり、また、単行本もつて、そうしてこいつを整備してそれを保管しておかなくちゃならぬということになりますと、国会図書館との問題が出てくると思うのですけれども、国会図書館あたりでも、相当な資料というものを集めて保管しておりますし、国会図書館との関係というものはどうなるかということが一つ、それから各団体、会社、いろいろな大きなところ

ろでは、みんな調査部というものを持つて、相当詳しい調査というものがいろいろやられておるのですが、いやくもこれが日本のセンターである以上は、そういう各団体なり、会社なりの調査部のいろいろな結論というふうなものとの関係において、そういうものを集めるのかどうか。それから特許庁あたりのいろいろな資料というものを、センターたる以上、そういうものを収集しておかなくちゃならぬと思ひますが、いやくもセンターと言われたい以上、そういうような面についての関連をどういうふうな処理して、センターの実を上げるかということを、一つお伺いしたい。

○政府委員(三輪大作君) 国会図書館との関係につきましては申し上げたいと思ひますが、国会図書館は、図書館法にもうたつてありますように、図書館法の第二条、第十五条、第二十一条に書いてある点から考えますと、国会図書館の主たる任務は、議員、委員会並びに議員の立法業務に資するものが第一の任務だと考えております。それに引き続いて、司法、行政の関係の図書館奉仕をし、さらに一般国民に対して図書館奉仕をすることができるといふふうに考えております。図書館がそういう主たる任務が今申しましたように国会関係にございまして関係上、センターの業務とは重複してしまふ。センターは重点が産業界あるいは研究機関といった面に重点が置かれておりますので、重点の指向するところが、国会図書館とセンターとは必ず異なつておる。また、国会図書館は古今東西にわたつて膨大な図書、文献を保管しておくと

ういう任務を帯びているところが、時々刻々発展していくところの科学技術情報を積極的に、機動的にサービスするという機能は、これは困難であらう、技術的にできないというふうに考へております。これは欧州その他におきましても図書館業務と情報活動とは別々に考へて、また別々の機関で現在ではやつております。そういう面からいっても、図書館の機能と情報センターの機能とは異つておるといふふうに考へております。ただし、図書館は非常にたくさんな図書、文献を保管貯蔵しておきますので、センターはできる限り図書館の資料、文献を活用しなければならぬわけでありまして、その点については、法律にも二十四条に明記しておるのであります。

で、それならセンターはどういうものを買うかと申しますと、非常に急ぐもの、あるいはセンター自身がしばしば使うようなものについては、これはセンターで業務上買わなければならぬ。な図書文献類につきましては、これは図書館はもちろんのこと、あるいはその他の政府機関の持つておる図書資料というものを活用してもらいたいといふふうにいたしまして、センター自身はなるべくだぶつて不要なものを購入することを避けて、できるだけ日本の国内にありまする図書館、あるいはその他の機関の文献その他を活用していただくといふふうに運営をしていかなければ、先ほど申しましたように、わずかな予算と人間では、どういふところまで手が回りませんのので、できる限り国会図書館初め現在ありますところの機関は利用されて

いただきたいといふふうに考へております。次に、団体、会社などでやつております情報活動とどういふ関係があるかというお尋ねでございますが、たとえば鉄鋼連盟あるいは日本化学研究会で出しております日本化学総覧とか、鉄鋼技術総覧というふうな、やはり一種の情報活動が行われておりますが、そういう現在やつております機関とは、現在までにしばしば打合せもいたしましたし、向うからも来てもらいました。私の方からも来てもらひました。十分話し合いをいたしまして、今後の運営においてむだのないようにお互いに協力をして、日本の文献活動の趣旨が情報センターであるという建前から、そういうたいわば単位情報、今申しましたような現在やつておる情報活動は、形からいへば情報センターが中核的な機関であります関係上、単位情報として一体となつて情報網を組織して、センターはその中心的な役割を果していくという考えから、むだのないように、業務のたぶらないように、お互いに相提携いたしまして、日本の文献活動を盛んにいたして所期の目的を達したいといふふうに考へております。

次に、特許庁との関係ですが、最近特許の問題は各企業とも非常に関心をもちまして、こいつた資料を早くほしいという声が強いわけでございます。従ひまして、情報センターの業務といたしまして、情報センターの業務の特許の実情なりを早く日本に持つてきて、これを提供しなければいかぬという必要性を痛感しております。しかし、特許庁においても、このよう

資料は、資料館がございまして、相当膨大な資料を持っておりますので、特許関係の資料につきましては、特許庁と十分連絡をいたしまして、お互いにそのないようになり、また、費用のむだのないように連絡した上で、どちらがどういふ資料をとるか、あるいはどういふ仕事をやるかという点については、十分検討をいたして運営していきたくと考えております。

か、ちよつとまず最初にこの組織等について、非常にわれわれ考えて不備である。というより、人員の面について、これはとうてい現在考えているようにスムーズにいかぬのじゃないかという点を心配するのですが、まず、この組織の案というものは、だれが作られたのですか。

審議をいたしたわけでございます。なお、そのほかにドキュメンテーション懇談会というものを作りました、現に日本では情報活動をやっております大学の先生、あるいはそのほか民間の会社で特に目立ってやっておりますところの方々、そういう方々を集めまして懇談会を作つて専門的な問題については、そういう方々の意見を十分反映してこのような案を作つたわけでございます。

ろな経済的の面もありましようし、人間の能力の点もありましようが、相当専門的にやっておりますので、相当大きな穴があいてはいるわけでありまして、そういう穴の面をセンターは埋めてやつていかなければいかぬというやうな立場もございまして、専門的にやっておりますところが、必ずしも十分でないという現状でありますので、もちろんスピードの点におきましてはそれよりも早くいたしますし、そういう欠けておる面を補つてやるといふ点は十分考慮いたしまして、両方で連絡をとつてやろうというふうに考えております。

るものとは、そういう意味で違つております。

○小西英雄君 今財団法人でも社団法人でもないと言われたのですが、株式会社であるかあるいは公社であるか、その点と、もう一つは資金構成について民間の方から出資になつておりますが、出資になつておることに對する責任とか、あるいは配当等についてはどういふふうに考えられておるのですか。

○小幡治和君 まあ、大体いろいろなことを御回答で一応了承いたしますが、要するに科学技術庁の一つの総合的センターとしての実を上げるためには、今申されましたように、相当日本の国内のあらゆる情報網というものを一つ総合収集していくこと、また国外のそういうものも総合収集していく、そのためにはとてもこの人員と予算ではやり切れないと思ひますから、そういう点の連絡というものを一つ密にされて、まあ、そのところは非常にむずかしい問題ですけれども、しっかりとやつていただかなければ、せっかくこういふものが、待望されたものができて、そうして実際に業務を始めてみたら、それほどの効果がない、よく地方の図書館あたりでいろいろそういうものの調査活動をやるといふふうなことを言つて、初めは少しやつていまして、けれども、しまいには、もう何にもならないということになつてつづれてしまふのが多いようですから、待望されておるこのセンター法案が通りましたら、そういう点十分注意されて、一つ国民の希望にならうようにやつていただきたいと思ひます。

それともう一つ、これは私たちが平たく言えば、科学雑誌の総合版を、日本の国の金とあるいは民間の寄付によつて作るといふふうな印象なんです、そういう場合にまず一点は、やはり専門的に鉄鋼連盟とか、造船界なら造船界、相当の専門雑誌を各所より取つて、かつ全国のやはり化学工場なら化学工場としての世界の一番早い情報を取つていふと思ひますが、それよりおそまきに移したようなことを何月もおくられて出るといふふうな格好の雑誌になるおそれがあるのじゃないかという点は、人員の面と、もう一つは非常に広範囲なものをやつていふので、こゝろの点については、われわれこの法案を審議するときに一番心配するのですが、まずそういう点について今ちよつとお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(三輪大作君) この情報センターの構想についての原案は、調査普及局の調査普及課が中心になりまして作つたわけでございますが、そのためには、科学技術庁の中に科学技術審議会がございまして、その審議会の中に情報部会というものを作りました、情報部会で現在こういふ問題についての民間の理解ある権威者、あるいは学、官庁方面の方に御集りを願つて、再三再四このセンターの構想について

思ひます。

○小西英雄君 特殊法人となつておりますが、これは公社ですか、あるいは株式会社ですか。その点一つ。

○政府委員(三輪大作君) 特殊法人といふのは特殊な法律に基いてできた法人で、たとえば原子力研究所とか原子燃料公社、あるいは株式会社科学研究所、こゝろよりいふものは特殊法人になつております。従つて国の監督を受けて行政目的に沿つた業務をやるやうな組織を特殊法人と申しておるわけ、一般の財団法人とか社団法人とい

思ひます。

○小西英雄君 今財団法人でも社団法人でもないと言われたのですが、株式会社であるかあるいは公社であるか、その点と、もう一つは資金構成について民間の方から出資になつておりますが、出資になつておることに對する責任とか、あるいは配当等についてはどういふふうに考えられておるのですか。

○政府委員(三輪大作君) 出資につきましては出資証券を出すことになつております。第六條に「センターは、出資に對し出資証券を発行する。」、ただし、この出資証券は、完全なる有価証券ではないと申します。記名式であるといふことと配当に制限をつけられる。といふのはもうかることはございませぬけれども、かりに三十年、五十年たつてセンターに利益を生じたという場合には一定の率の積み立てをいたしまして、なお余剰がありますれば、出資金に應じて配当せよといふふうな法律でやうなことをいふので、こゝろの点については、われわれこの法案を審議するときに一番心配するのですが、まずそういう点について今ちよつとお尋ねしておきたいと思ひます。

ければ、寄付の取扱いはしてよろうた
よるな書類なり、証書なりをもちつて
おる。そういう場合に特定の何々化学
会社から特に多くの出資をいただいで
おるから、この機関を利用して特に
維化学の情報をするとしようということ
に流れるおそれがあるが、そういう点
についての寄付なり、あるいは出資の
方法についても、この文書に明らかに
なっておりますが、そういう点を憂
うること、もう一つは役員等につい
て、これは私たちが先ほど申し上げ
るように、科学雑誌の総合版を出すよ
うな一つの特殊団体で、特殊団体の収
支についても、非常に理想的に書類で
は合しておりますが、来年度からその
事業収入として一億円をあげておる。
それから出版物に対しては七千何百万
円、もう二年目には二億円近いものが
収入になっておるが、そういう点に
ついてどういふふうな金を持つて
いつて収支決算するのか、われわれ容
易に納得のいかない数字なんですが、
そういう点について相当確信を持った
人が理事長であり、常任理事である。
常任理事、その他についても非常に少
いのでありますが、民間の方から出資
をさせてもらったり、あるいは寄付し
た者についても、そういう重要な役員
会というか、首脳部には何の発言力も
ないのであるが、そういう点ちよつ
とつけ加えて……

○政府委員(三輪大作) 出資者に対
しての恩典、特許と申しますか、そう
いうものは別に考えておりません。寄
付者あるいは出資者に対して、たとえ
ば割引するとかいうようなことは考え
ておりません。ただ、出資者に対しま
してはこの二十九条に予算とか事業計

画、出資計画に關する書類または財務
諸表を出資者に送付するということし
か考えておりません。これは出資者は
こういうような事業に対して、国家的
公益性を持った科学振興という線に
沿つての重大な仕事に対して賛成、協
力しようというお考えから出資をし、
また寄付をしておるわけであつて、
われわれ情報を提供するといふ対象
については、出資者であらうが、出資
者でなからうが、広く日本の科学技術
の振興のためになるというふうな情報
はどんどん流すという考えでございます。

次に、役員でございますが、役員は
できるだけこういふような事業に適切
である人を選びたい。従ひまして対象
が企業界、業界が相当多いわけござ
いますので、そういった方面の御意向
も十分考慮いたしまして決定いたした
と思つております。また役員、その
他につきましては、未決定でございます
して、十分慎重審議の上最適任者であ
り、しかもこれは国際的にも相当重要
なウエイトを占めております関係
上、そういう面からも考慮いたした
い。こういう情報活動というものは非
常にじみな仕事でございますが、やは
りこういう活動に理解があり、しかも
一つの仕事として収支を償わなければ
いけないことになりまますから、企業
才能もなければという面も考慮して、
責任者あるいは役員といふものは選定
しなければならぬと考えております。
収支の面についてどうかといふお話し
ですが、先ほど十部門に分けて約四十
万程度の速報が流れるわけですが、こ
れは各部門で完成の晩には約千七百部
程度の部数を販売したいと考えており

ます。その理由といたしましては現在
化学雑誌、あるいは鉄鋼雑誌というも
のの売れ行きを調べてみますと、化学
雑誌が最近約二千内外出ているよう
でございます。鉄鋼雑誌におきまして
千七百程度は出ております。従いまし
てその他の業種につきましても、千七
百程度は当然これは売らなければい
けませんし、そういうふうに当然努力
いたさなければいかぬといふことから
計算いたしまして、そこにあつてあり
ますように二億六千万程度の事業はせ
きと考へております。しかし、先ほ
ど申し上げましたように、この仕事
が営利を目的としてゐるわけではござ
いませんので、将来とも国の、政府の補
助がゼロになるということは、自分の
間私ども考えられない。従つて多少は
減りますけれども、数千万の補助金は
相当長い間続けて出してもらわな
い、運営に困るというふうな考へてお
りまして、収支の面につきましても、
ただいま申しましたような算出根拠を
もつて一応大蔵当局に御説明申し上
げ、また、センターの将来の構想も考
へた次第でございます。

○小西英雄君 最後に時間もございま
せんので、ただ一言申し上げたいこと
は、何といひますか、この法案の説明
によれば、非常にりつぱであるし、ま
た、科学振興のために寄与する奇特な
寄付を集められたり、まあ国家の金も
相当な額を使われる。局長さんが御説
明しましたように、できた晩には、ど
うぞ広く本が読まれるような本を出し
ていたきたいといふことと、もう一
つは、いろいろな面に非常な高度な奇
特な精神から発足したしてありますの
で、何も言うことはございせんが、

こういう場合にこういう事業体ができ
ると、役所の方々がほとんど五割、六
割も占められて、その人員は役人のほ
け口を作るために作つたような過去に
いろいろな例がございまして、その
人員内容についても、十分この情報セ
ンター法案を審議した際の理想に合
うように、一つぜひやつていただきたい
といふことを申し上げて、私たちがこ
ういふふうなことがこの計画通り進む
ことを非常に喜ぶ者であります。ま
た、われわれ委員の一員として、こ
ういふふうな不始末なものをよく審
議したと笑われぬような一つりつぱ
な情報センターを作られんことを提言
して、私の質疑を終わります。

○豊田雅孝君 一点だけお尋ねをして
おきたいのですが、この情報センタ
ーは、利益を目的としないといふこと
を言われるのですけれども、二十八条に
よるといふと、貸借対照表から損益計
算書まで作ることになつてゐるのだ
ね。これとの関係はどういふことにな
るのですか。

計算書が例文であるからと言われる
が、こういうふうな規定してゐるゆゑ
のものは、やはりこういうことに
よつて能率を上げさせていこうと、先
ほど来いろいろな質問が出ておるわけ
ですけれども、のんべんだらりとや
つておつたら、こういうセンターを作
つても、ちつとも能率が上がらない。雑誌
や書物は買つても、積んでおくと
いふような、いろいろ照会があつて
も、大してびりつとした回答などは出
ないといふふうになる懸念といふもの
は、非常に多いだらうと思つてゐる。
そういう点から、この情報センターは
特殊法人だと言つても、実際は貸
借対照表から損益計算書まで提供させ
るような一種の営利追求的な面も出さ
して、それによつて能率を上げてい
くといふ考へ方が出てゐると思つて
おる。それは特にそういうことを質問
するゆゑのものは、御承知のように
この理化学研究所といふのは、最初財
団法人だつたのです。ところが、それ
は結局いろいろやつてゐるというと思
はしくないといふようなことで現在で
は株式会社になつてゐるわけだ。だ
からこういうこの情報センターも株式
会社的にいくならうと、能率本位に
はつきり株式会社になつた方がいいん
であつて、もしもそうでなく、その公
共性を尊重するならば、財団法人に徹
底した方がいいのではないか。要するに
現在のこの法案の構成を見るときに
と、中途半端になつてゐるのです。先
ほど小西委員から質問せられても、特
殊法人とは言われるが、一体会社たる
性格を持つてゐるものか、あるいは財
団法人の性格を主にした特殊法人なの
かといふことが、はつきりしないので

○政府委員(三輪大作) これはこの
ほかの特殊法人を作る場合に、たとえ
ば原子力研究所、原子燃料公社の場合も
同様でございますが、こういう法律を
作る場合の一つの例文であるといふ、
やはり実施をしてある仕事をすると
いふことにならなければ、当然こうい
うものを出さなければいかぬし、また利
益が上らないと私も思つております
が、万が一上つた場合にはこういう配
分をしなければならぬといふふう
に、一つの形式と申しますか、そういうこ
とからこういう条文を特にあげられて
いるといふわけでございます。

す。そういうところは、将来この情報センターの運営に非常に悪影響を及ぼしていくのではないかと、どっちつかずになつて。結局せつかくこういふものを作り、それから政府の出資をする、補助金も出すと言ふけれども、悪くいくといふと、そういうものを作つたけれども、一向ほんとうの動きはできぬといふことが、この法案のコンストラクション自身にあると思ふのですが、その点はどうかでしようか。

○政府委員(秋田大助君) ただいま豊田先生からのお話は、まことにこともつともでございまして、この機関の持つ一つの最も弱点と申しましようか、また、重要な性格に触れて御指摘されておると思ふのでございまして。そこで、この法案のただいま御指摘の關係条文を見ましても、まことに相矛盾したやうなふりに、並列的に考えますとお考へになられるかと思ひますが、私もさういふことは、この機関の諸費用等が、親方日の丸式にルーズに使用されてはならない。もちろん事業でございしますから、当然事業年度の計画も作り、決算その他財務諸表を作ることは当然の処置だらうと存じます。しこうして、この機関の性格としてわれわれの考へておられますことは、あくまでも公共的な性格、使命といふことを主眼に置いておられます。衆議院において付帯決議をつけられたゆゑも、またそこにあるかと思ふのでございします。従つて財務諸表をつけるといふことは、ただいま申し上げたやうな趣旨から、この公共性との機関の公共性とは矛盾をしておらないと思ひますが、この利益配分の規定がある点

が、いかにも三十条でございしますが、目ざわりなものでございしますが、しかし、主として公共性に発して仕事をせよ、しかし、それはルーズにやつてはいかぬのだといふことで、できますれば公共性に徹し、ルーズにやらずに、真に皆さんが利用できるやうな、みんなが喜んで読むやうなものが、これが理想、またそれに一步でも近づけなければなりません。できた際には、先ほど局長から御説明申し上げましたやうに利益が上るかもしれない、また、それらのむずかしい条件を満足しながら、利益が出てくれば、まことにけつこうであります。また、出資証券を発行いたし、民間の資金を集めておる關係もございまして、その資金が出た場合の規定も掲げておかなければ、またここに手落ちがあつてはという配慮から、三十条の規定ができたのでございします。重点は公共性にあるといふやうに御了解をお願いしたいのでございします。

○豊田雅孝君 ただいま政務次官からの御答弁によりまして、公共性を中心にしていくのだという御答弁でありまして、また、衆議院の付帯決議自身におるものであります。それで将来動き出すと、おそろく非常に公共性をやましく言うことになるのでありまして、結局三十条に利益の配分の規定があつたり、あるいは利益の積み立てをやらんなんといふやうな規定がありまますが、これは有名無実になつてくるのではないだらうかという懸念がある

わけであります。そうすると、むしろ財団法人的な性格を主にするというふうにはつきりした方が、かえつて将来右顧左眈しないで、この法案を作るゆゑにびつたりするんじゃないだらうかという感が強いのであります。この点いかがでしよう。

○政府委員(秋田大助君) この機関に必要な出資金なり、あるいは資金なり、ないしは運転資金等を確保するにつきまして、政府資金並びに特殊な財界等民間の御寄附なるお考えによる寄付金等によらなければならぬといふやうな、この資金確保上の二重性が、豊田先生から見ますれば、不徹底だと御指摘のやうな性格を、この法文構成に表わすといふことになつたと思ふのでございします。現実出資金、寄付金等の資金確保の二重性から、われわれはまた本来の重点、使命をどこに置くべきかといふ点を考慮いたしまして、あるいは不徹底のそしりを招くかもしれないが、こゝういふやうな性格が、まづもつてこの際やべき処置ではなからうか。諸外国の例には、先生御指摘のやうな徹底した性格を持ったものもあるやうでございしますが、現在のわが国といひましては、ただいま申し上げた事情上、こゝういふことになつておると、一つ御了解をお願いしたいのであります。

○豊田雅孝君 もう一点最後に申し上げますが、財界人といふのは非常に敏感でありまして、法のコンストラクションがどうなつておると、その裏をちゃんと見てとるのですから、いづれこゝういふ法律のコンストラクションになつておつても、結局は財団法人的なものだ、出資してもこれは寄付行為

と同じだといふやうに、これはすぐ見えておると思ふのです。だから裏裏を一体さして、財団法人の性格にこれをせられても、出さんなんものはやはり出す。寄付行為もちゃんと出てくると思ふ。政府の腰の入れ方によりましては、結局同じことになつておるのです。何か財界に見てくれただけよくしやうといふやうなことで、表面の法文はちよつと營利を追求するもののごとく見せ、そして實際はさうでないといふ行き方で、財界を引つぱつていこうといつても、なかなかこゝういふことでは財界の寄付金など寄らぬと思ふのです。それで私はむしろ将来のこれは御注意までありますが、正直に政府がほんとうに必要だといふならば政府も出し、また民間にも訴えて、そつして名実合ふやうな行き方にしないと、こゝういふ法案で将来動き出すと、どうも建前が建前だといふやうなことで、全く中途半端な妙な結果になりはしないかといふことを、非常に心配をするのであります。いろいろ御答弁もありましたけれども、結局将来この法文でいふことは、ほんとうに困つたことじやないか、また悪例になりはしないかといふやうに思ふのですが、その点を申し上げまして、もう時間もありませんのでありますから、私の質問を終ります。

○島崎君 法案の趣旨の説明を承わつております。科学技術の振興の上からいたしまして、国家的に非常に必要であり、かつまた、重要な内容を持つてゐるやうであります。なせそゝういふやうな重要な意義を持つておりますものを、今同僚の議員諸君から御指摘になりましたやうな組織の性格的

にもあまいいものをお作りになりまして、あえてそゝういふやうな民間団体によらせようとするのか、むしろ科学技術が率先して、そして国家的な目的に適合し、かつ正確な情報を提供されるやうなお仕事こそが必要であるやうな気がするのですが、科学技術庁に調査普及局といふものがあるやうでございしますが、それは私は情報局といふものがいいかどうかは私は存じませんが、むしろそゝういふやうな科学技術が率先しておやりになるべき性質のものだと思ふのですが、それをおやりにならないで民間にやらせようとするところに利害得失、そゝういふたやうなものについて、あらかじめ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(秋田大助君) 十分な金が國家資金からある意味においてのみ流し得るならば、御希望のやうにもなるうかと思ひますが、同時にやれるわけがございしますが、その点現実には悩みがあるわけがございします。しかして同時に、やはり先ほど小西先生からお話しのありましたやうに、説まれるやうな速報なりダイジェストを出していかなければならぬ。これにはやはりサードビスといふ面に大いに留意しなければならぬ。同時にまた、先ほどの質疑応答の中に現れました通り、この機関が完全に機能を發揮いたしまして、その使命を果しますためには、人材といふものが非常に重大だといふことはわれわれも考へておるのでございします。単純なる官庁機関でない方がよろしいといふやうな点も大いに考慮されたいわけがございします。それにはやはり相当の待遇をせねばならない、予算等

に拘束されない方が、その点は非常に便利ではなからうかという点を考慮せられまして、はなはだ矛盾したような形をなしておりますけれども、単純な官庁機関でなしに充足させた方がよからう、こう考え、こういう形になったわけでございます。

○島清君 センターのおもな仕事の目的は、外国の情報を取り寄せて、それから翻訳し、分析し、総合し、そしてそれを編集して情報提供すると、こういう御趣旨のようでございますが、そうなりますという、やはり諸外国におきましてもまだ発表しては困るという、あるいは科学技術があると思ふのです、相当かなり重要な部分は、未発表のところにあるんじゃないか。もはや雑誌あたりに発表いたしますと、必ずしもその国としては、大した重要な面を公表しては困るに違いないと思ふのです。もつとやはり知りたいたいの、発表されては困るという面がある、うかと思ふ。そうなりますという、と、その国に駐在をしている大使館のどの部門が担当するか知りませんが、そこそこ密接な関連がないと、この趣旨の完全な目的を達成することは困難じゃないかと思ふのです。そう、そういう意味からいたしまして、もう、こういつたような民間団体と出先の大使館等との連絡をいたしませんと、十分な情報を諸外国から収集するといふことは、困難であるように思ふのです。もし、そういうものは必要がないのだ、ただ単に発表された諸外国の雑誌等だけで済むというところになり、そういうものをお作りになる必要もなからうと思ふのですが、そこらの関係

をちよつと御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(秋田大助君) お話はごもつとでございます。できれば、またほんとうに必要なものは向うも知らないし、機微のようなところに、うまみがあるので、そういうものを御紹介できればいいが、これは非常にむずかしい。しかし、それにはやはり有能な、敏腕な科学アタッシュが海外に駐在しておいて、それらの人の手腕によつて、そういう機微な点もたらされるならば、日本の科学技術の振興の上に、大いに役立つであらうと思われ。従ひましてそういう意味合いももつて、すでに御承知の通りアメリカに二名、英国に一名、本年の三十二年度の予算には、さらに西独に科学アタッシュが置かれるような制度があるわけでございます。当然科学情報センターとしては、これらの科学アタッシュの活動に待た、連絡を緊密にいたす所存でございます。のみならず、情報センター自身もいたしまして、海外に派遣、あるいは駐在員を置く計画があるようでございます。従ひまして、こういふ人々の活動等に待ちまして、そういうお話しのような点を満足させたいと思ひます。

なお、第三十八条に、御承知のように「関係行政機関の長は、情報センターの行う科学技術情報の収集について、できる限り協力するものとする」といふ点等は、今お話しした点等をも考慮されておるのでございまして、海外におけるそういう機微な重要な情報の収集につきましては、関係官庁たる外務省その他通産省方面とも連携をとらしまして、お話しのような趣旨のところに

ろに努めたいと考えておる次第でございます。

○相馬助治君 私はきょうは答弁を求めないで、予備質問として重要なことを二つ次官に申し上げて、次回に精細なる御答弁を願ひたいと思ひます。まず第一点は、性格論ですが、非常に私はあまいだと思ひます。公共性を追及するといふならば、もつと端的に政府出資を多くして、民間からの出資金並びに寄付金はあればありがたいし、なければなくても仕方がないという態度でいくべきであるし、また、それでなくて、スピーディーにかつまた業界等が要望するものを作るといふ効果の面をねらうならば、何も遠慮することないから、多額に寄付した者は受益者としてその者の便宜をはかつてやつて、日本の国力を増すのであるから、結論的に何のちゅうちょもすることもないという私は論も成り立つと思ひます。そこで、私が二点次回にお尋ねしたい、その答がかりに不満であつたなら、次には資料要求をするほかないと思つておるので申し上げておきますが、第一点は、民間寄付金の募集のめど並びにどのくらいまで作業が行つていくか、このことです。これは非常に微妙だと思ひます。今からもう寄付金のめどが立つかどうか、ないしはそんな下交渉はしてないというより、な木で鼻をくくつたような答弁もあると思ひますけれども、民間出資が半額に及ぶのですから、これが全部挫折したならば、せつかつ立法してやつて、小西委員が指摘したように、おかしい立法を国会はやつたといふことで、もの笑ひの種になるので、なるべ

くその微妙なことでも、このことをとくとお聞かせ願ひたいと思ひます。

第二点は、次年度において一億、第三年度においては二億に余るところの事業収入を考へております。で、一方では、衆議院において、公共性をより高めるようにという付帯決議に、政府は耳を傾けるという態度をとつておるようでありまして、この二つの全く矛盾した面を、どの面を調節するかというところが問題になるので、これは各項目にわたつての質問のときに触れたいと思ひます。お尋ねしたいと思ひますが、私が尋ねたいのは、この次年度の一億、第三年度の二億に余る事業収入の内容を、先ほど局長が説明したのよりは、もう少し突っ込んで、その見込みを聞かせていただきたいと思います。そうして私も、その見込みが果して妥当なものであるかどうか、これを知りたいの業界の者もおりますから、それらにも尋ねてみたい。単に大蔵省との話し合いで、こういう案を出さなければ通らないからというので出したといふのであれば、私どもはこの立法を承認することができないので、以上、寄付金の内容、事業収入の内容、これらについて、次回に私は政府に向つて質問したいと思ひますので、事、数字ですから、きょうは予備質問にしておきますから、よく正確にお調べ願ひたい。

○政府委員(秋田大助君) 承知いたしました。

○委員長(松澤兼人君) ちよつと速記をとめて。

○委員長(松澤兼人君) 速記を始めて。

それでは暫時休憩いたします。

午後一時二十四分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、中小企業団体法制定に関する諸願(第一四六九号)(第一四七〇号)(第一四七一号)(第一四七二号)(第一四八二号)(第一四九〇号)(第一四九一号)(第一四九二号)(第一五〇八号)(第一五〇九号)(第一五一〇号)(第一五一一号)(第一五一二号)(第一五一三号)(第一五一四号)(第一五一五号)(第一五一六号)(第一五一七号)
- 一、熊本県市、古田西ダム発電施設、県営施設促進に関する諸願(第一五二九号)(第一五八〇号)
- 一、鳥根県県営瀬越原発電所建設計画実施促進に関する諸願(第一五六九号)
- 第一四六九号 昭和三十三年三月十五日受理
- 諸願者 東京都新宿区花園町六五 三友興業ビル内東 京都製綿工業協同組合 内 大井弥三
- 紹介議員 本多 市郎君
- 中小企業者は、国民経済上重要な地位を占めているにもかかわらず競争が激しく、かつ規模も小さいために取引上不利な立場におかれ、事業も生活も極めて不安定な状態にあるから、業者相互間の過度の競争を防止するとも

に、他から受ける不当な圧迫を排除してその経済的社会的地位の向上を図るため、(一)団体交渉権、(二)アウトサイダー規制、(三)義務加入、(四)独禁法の適用除外、(五)組織法の一元化、(六)中小企業の定義の明確化、(七)民主的自力運営等を骨子とした中小企業団体の議員立法によつて制定せられたいとの請願。

第一四七〇号 昭和三十三年三月十五日受理
中小企業団体の議員立法に関する請願

請願者 茨城県水戸市宮下七四
茨城県冷凍工業協同組
合理事長 川田喜七外
八名

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。

第一四七一号 昭和三十三年三月十五日受理
中小企業団体の議員立法に関する請願(二通)

請願者 岐阜県土岐市泉町定林
寺泉陶磁器工業協同組
合理事長 水野順造外
二百四十五名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。

第一四七二号 昭和三十三年三月十五日受理
中小企業団体の議員立法に関する請願(二通)

請願者 宮城県石巻市大町一石
巻商店会館内協同組合
石巻商店会内 五十嵐
公哉外一名

紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。

第一四八二号 昭和三十三年三月十五日受理
中小企業団体の議員立法に関する請願

請願者 福岡市大字馬出一、一
〇二 磯田秀雄外五百
二十名

紹介議員 野田 俊作君
この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。

第一四九〇号 昭和三十三年三月十六日受理
中小企業団体の議員立法に関する請願

請願者 宮城県石巻市大町一丁
目協同組合石巻商店会
内 服部進

紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。

第一四九一号 昭和三十三年三月十六日受理
中小企業団体の議員立法に関する請願

請願者 北海道広尾郡大樹町大
樹商工会内 今村武雄
外六十五名

紹介議員 苦米地英俊君
この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。

第一四九二号 昭和三十三年三月十六日受理
中小企業団体の議員立法に関する請願

請願者 愛媛県松山市大街道一
ノ七池内商店内愛媛県
写真材料商組合内 児
玉清光外十五名

紹介議員 堀本 宜實君
この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。

第一五〇八号 昭和三十三年三月十八日受理
中小企業団体の議員立法に関する請願

請願者 宮城県玉造郡鳴子町大
口字川渡一八 吉田鉄
治

紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。

第一五〇九号 昭和三十三年三月十八日受理
中小企業団体の議員立法に関する請願

請願者 名古屋市中区上島町五
七愛知県時計小売商組
合連合会内 恩田茂一
外七百五十五名

紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。

第一五一〇号 昭和三十三年三月十八日受理
中小企業団体の議員立法に関する請願

請願者 東京都葛飾区新宿町三
ノ八四七 小沢輝雄

紹介議員 伊能繁次郎君
この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。

第一五一一号 昭和三十三年三月十八日受理
中小企業団体の議員立法に関する請願

請願者 北海道足寄郡足寄町足
寄商工会内 羽磨卯吉
郎外百九十七名

この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。

第一五二二号 昭和三十三年三月十八日受理
中小企業団体の議員立法に関する請願

請願者 東京都荒川区日暮里町
三ノ六二二 新保茂吉

紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。

第一五二三号 昭和三十三年三月十八日受理
中小企業団体の議員立法に関する請願

請願者 東京都板橋区板橋町九
ノ二、三三三 小貫竹
一郎

紹介議員 鶴見 祐輔君
この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。

第一五二九号 昭和三十三年三月十八日受理
熊本市市房、古田町ダム発電施設県営
実施促進に関する請願

請願者 熊本市市房町一五熊本県
町村議会議員長会内 宮
崎義則

紹介議員 矢嶋 三義君
市房ダムは本県球磨郡水上村新橋地点に建設されるもので防災、発電、かんがい、利水に供せられ、特にかんがいに用水不足による既耕の不良田二千六百町歩、開拓及び畑地かんがい可能地千町歩がダム建設に伴う土地改良事業によつて美田化し、米穀二万石の増収が期待され、また古田ダムは本県八代郡下松求麻村古田地点に建設されるもので、これによつて既耕地九千二百町

歩、干拓地二千百十三町歩に対するかんがいを実施し、水稲五万六千五百石の増産が期待される。これら両ダムの建設に伴う地元民並びに県の大きな犠牲と地方開発の重要性に鑑み、その発電施設は県営をもつて実施することがきわめて妥当であり、これをすみやかに実現することが本県産業発展の上からも国民の食糧確保の上からも喫緊の問題である。しかして市房ダムについては既に県営実施の申請中であり、古田ダムについては現在基礎調査の進行中であるが前者に対する即時許可と後者に対する調査の促進を図られたいとの請願。

第一五四一号 昭和三十三年三月十九日受理
中小企業団体の議員立法に関する請願

請願者 東京都立川市錦町二ノ
七七 白砂彦治

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。

第一五四二号 昭和三十三年三月十九日受理
中小企業団体の議員立法に関する請願(二通)

請願者 東京都板橋区大和町一
〇 久保延義江外一名

紹介議員 鶴見 祐輔君
この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。

第一五四三号 昭和三十三年三月十九日受理
中小企業団体の議員立法に関する請願

請願者 北海道帯広市大通南八
ノ八共栄会内 西路雄
外六十五名

紹介議員 苦米地英俊君 この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。	第一五五二号 昭和三十三年三月二十日受理 中小企業団体法制定に関する請願 請願者 東京都千代田区神田三崎町一ノ一東京贈写印刷業組合内 太田松次郎	紹介議員 下條 康麿君 この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。	第一五五三号 昭和三十三年三月二十日受理 中小企業団体法制定に関する請願 請願者 茨城県水戸市南三ノ丸一一八 佐藤祐助	紹介議員 宮田 重文君 この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。	第一五五四号 昭和三十三年三月二十日受理 中小企業団体法制定に関する請願（三通） 請願者 東京都中央区築地五ノ一中央卸売市場東京魚産物小売団体連合会内 春日彦八外二名	紹介議員 青山 正一君 この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。	第一五五五号 昭和三十三年三月二十日受理 中小企業団体法制定に関する請願（十通）
請願者 東京都足立区本木町二ノ一、五八七株式会社 西新井製作所内 山本四郎外四十名	紹介議員 安井 謙君 この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。	第一五五六号 昭和三十三年三月二十日受理 中小企業団体法制定に関する請願 請願者 北海道帯広市西一条南一二丁目北海道東部雑穀澁粉商工同業組合内 石田清治外六十三名	紹介議員 苦米地英俊君 この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。	第一五六九号 昭和三十三年三月二十日受理 島根県県営瀬内原発電所建設計画実施促進に関する請願 請願者 島根県議会議長 遠藤嘉右衛門	紹介議員 大谷藤之助君 島根県は県営第三発電事業として江川支流の出羽川及び濁川流域において瀬内原発電所建設を計画しているのであるが、この計画については既に関係各省庁に対して事業内容の説明並びに折衝を終え工事施行の準備を着々進めつつある現況にあるから、これがすみやかに実現するよう格別の配慮をせられたいとの請願。	第一五八〇号 昭和三十三年三月二十日受理 熊本県市房、古田両ダム発電施設県営実施促進に関する請願 請願者 熊本市御幸町一九熊本	
県庁内熊本県町村会内 河津寅雄 紹介議員 森中 守義君 この請願の趣旨は、第一五二九号と同じである。	第一六一六号 昭和三十三年三月二十二日受理 中小企業団体法制定に関する請願（二通） 請願者 三重県津市栄町一ノ二八三重県冷凍業協同組合理事長 西脇庄三外三十八名	紹介議員 斎藤 昇君 この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。	第一六一七号 昭和三十三年三月二十二日受理 中小企業団体法制定に関する請願（七通） 請願者 東京都足立区上沼田町九五八沼田商業会内 五十嵐幸作外六名	紹介議員 安井 謙君 この請願の趣旨は、第一四六九号と同じである。	三月三十日本委員会に左の案件を付託された。 一、技術士法案（予備審査のための付託は三月十九日）		

昭和三十三年四月六日印刷

昭和三十三年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局